

指定管理者選定審査基準

1 候補者が1つの場合の評価

(1) 評価項目について、配点が5点の項目と10点の項目及び20点の項目があり、合計(満点)が100点となる審査表を、選定委員数分作成する。

(2) 採点

①配点10点の項目の場合は、次のとおりとする。

大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
10点	7点	5点	3点	0点

②配点5点の場合は、次のとおりとする。

大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
5点	4点	3点	1点	0点

(3) 審査表は、選定委員毎に集計する。

(4) 選定委員毎に集計した審査表に基づき、選定委員会で総合判定し、その結果を最終審査表とする。

(5) 最終審査表で、60点を超えるとき、指定管理者について適するものと判定する。

(6) 適の場合には、選定委員会の決定として、町長等(教育委員会)に報告する。教育委員会の決定及び理事者の決定後、指定管理者候補者として議会に提案する。